

地域で安心 自立した生活を

障害者自立支援法

＜＜ 障害者自立支援法の給付等の対象となる人 ＞＞

身体にしょうがいのある人

知的しょうがいのある人

精神にしょうがいのある人

しょうがいのあるお子さん

ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜

みること・きくこと、手や足が不自由だったり、心身の発達に遅れや精神的にしょうがいのある人たちが、しょうがいのない人と同じように、社会の一員として普通に生活を送ることができる社会。そのような社会にしていくため、例えば、福祉サービスの充実や、働くところや住む場所を整えていくことなどにより、しょうがいのある人が地域でいきいきと暮らしていける環境づくりに取り組んでいます。

以前は、しょうがいのある方々は3つの区分に分けられ、しょうがいの種類や年齢により利用できるサービスの内容などが決められていました。平成 18 年度から始まった“障害者自立支援法”は、どのしょうがいの人も共通の福祉サービスが地域において受けられるようにするものです。

＜ 平成 22 年 7 月 長浜市しょうがい福祉課 ＞

長浜市役所

※健康福祉部（福祉事務所）しょうがい福祉課 しょうがい福祉グループ

〒526-0031 長浜市八幡東町632 市役所東別館 1 階 ☎65-6518 FAX64-1767

※浅井支所福祉生活課 〒526-0292 長浜市内保町 2490-1 ☎74-4352 FAX74-3641

※びわ支所福祉生活課 〒526-0102 長浜市落合町 645 ☎72-5253 FAX72-2211

※虎姫支所福祉生活課 〒529-0141 長浜市五村 106 ☎73-4852 FAX73-2517

※湖北支所福祉生活課 〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745 ☎78-8301 FAX78-1617

※高月支所福祉生活課 〒529-0233 長浜市高月町渡岸寺 160 ☎85-3113 FAX85-3268

※木之本支所福祉生活課 〒529-0492 長浜市木之本町木之本 1757-2 ☎82-5901 FAX82-3956

※余呉支所福祉生活課 〒529-0515 長浜市余呉町中之郷 958 ☎86-3223 FAX86-3220

※西浅井支所福祉生活課 〒529-0792 長浜市西浅井町大浦 2590 ☎89-1123 FAX89-0585

障害者自立支援法によるサービスのしくみ



福祉サービスを一つの体系に整理し、総合的にしょうがいのある人の地域での自立した生活を支援します。

サービスのしくみ

〔しょうがい福祉サービス〕

■介護給付

しょうがい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・児童デイサービス
- ・重度訪問介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・行動援護
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・療養介護

■訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型、B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）

■自立支援医療

しょうがいの種類や年齢により決められていた医療（更生・育成・精神通院）のしくみが一本化。

※原則1割の自己負担ですが、所得に応じた自己負担の上限額が設定されます。

■地域生活支援事業

市区町村が地域特性を活かし、しょうがいのある人を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

※相談支援事業・コミュニケーション支援・

日常生活用具給付・移動支援など

■補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。原則1割を自己負担、9割を市が負担します。

※所得に応じた自己負担の上限額を設定

サービス利用のながれ

しょうがい福祉サービスの利用のしかた

「みなさんに必要なサービスを提供できるよう市や事業者がお手伝いします。」

① 相談

市役所または相談支援業者に相談します。

- 「どんなサービスがあるのか」
- 「どのようにサービスを利用したらいいか」
- 「どのような事業所があるか」
- 「施設はどこにあるのか」 など

② 申請・調査

市へサービスの利用（支給）申請を行います。続いて、現在の生活や心身の状況について、市職員が訪問などにより全国同一の内容（106項目）の調査を行います。

③ 審査・判定

調査結果に関するコンピュータ判定資料と調査員が聴き取った状況資料および医師意見書により、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」で、「障害程度区分」（区分1～6）の審査・判定が行われます。

しょうがい福祉サービスを 利用したときにかかる費用

サービスを利用したら、サービス事業者へ決められた費用の1割を支払います。ただし所得に応じて1月あたりの上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。

残りの費用を長浜市が25%を負担するほか、国が50%、滋賀県が25%負担します。

< しょうがい福祉サービスの利用料 >

区分	対象(世帯:本人と配偶者。児童の場合は住民票による。)	自己負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円(自己負担なし)
低所得	市民税非課税世帯	
一般	児童で居宅の場合で市民税所得割28万円未満世帯	4,600円
	居宅の場合で市民税所得割16万円未満世帯	9,300円
	20歳未満の施設入所者で市民税所得割28万円未満世帯	
	市民税課税世帯で上記以外	37,200円

利用者負担 の軽減

- 利用者負担額は、1か月にいくらまでと所得により上限額が決められます。
- 同じ世帯にしょうがい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などは、合算した額が上限額を超えた分は高額しょうがい福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されます。
- 施設サービス等を利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし低所得1または2の場合、施設入所者には一定額が手元に残るよう補足する給付が支給され、通所者には食費負担が材料費のみの負担になるよう減額されます。
- グループホーム・ケアホームの家賃助成があります。

④認定・支給決定

認定された区分、本人等の利用意向、介護する人の状況などをもとに、サービスの支給内容が決められ、「受給者証」が交付されます。

受給者証

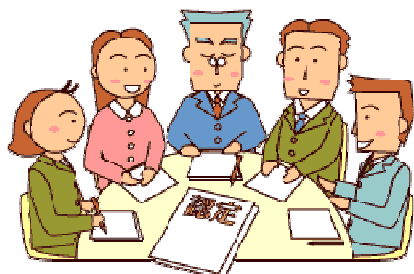
サービスの支給決定内容が記載されています。有効期間は最長3年で区分認定の内容やサービスの種類により異なります。

⑤事業者と契約

利用するサービス事業所を選択し、利用に関する契約を結びます。必要な場合、相談支援事業者によるサービス利用に関する計画作成や調整を受けられます。費用は無料です。

⑥サービス利用

契約した事業所のサービスの利用を開始します。



補 装 具 費

補装具費の支給について

しょうがいのある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたって継続して使用される用具類である「補装具」（義肢、車いす、補聴器など）の購入または修理にかかる費用を支給します。自己負担は原則1割です。ただし、所得に応じて上限額が決められ、負担が重くなりすぎないようにになっています。さらに低所得1・2の世帯は無料になります。

区 分	対象(世帯:本人と配偶者。児童の場合は住民票による。)	自己負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円(自己負担なし)
低所得	市民税非課税世帯	
一 般	市民税課税世帯	37,200円
	市民税所得割46万円以上の方がいる世帯	「対象外」

◆手続きの流れ(代理受領の場合)

- 1 申請・・・必要とする用具と希望業者を市へ申請します。市は業者へ見積書の提出を求めます。
- 2 判定・・・申請内容によっては、判定や医師の診断が必要となります。
- 3 支給決定・・・市から決定通知を受けます。市は「支給券」を業者へ送付します。
- 4 業者と契約・・・業者は市の通知にもとづき補装具の制作・修理を行います。
- 5 納品・・・業者から補装具の引渡しを受け、支給券に押印します。
- 6 負担額の支払い・・・自己負担額(1割分)を業者へ支払い、領収書を受け取ります。
- 7 市の支払い・・・市は業者から残りの額(9割分)の請求を受け、内容を審査し支払います。

自 立 支 援 医 療

医療費の支給について

しょうがいのある人に支給される更生医療・育成医療・精神通院医療については、「自立支援医療」として、負担の割合や計算のしかたが共通となりました。指定の医療機関で受診した場合、医療費の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限額が決められ、負担が重くなりすぎないようにになっています。

区 分	要件と対象(世帯:同じ医療保険に加入する家族)		自己負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯		0円:自己負担なし
低所得1	市民税非課税世帯で本人年収が80万円以下		2,500円
低所得2	市民税非課税世帯		5,000円
中間所得	市民税所得割23.5万円未満世帯		医療保険の自己負担限度額
中間1	重度継続者	市民税所得割3.3万円未満世帯	5,000円
	育成医療		
中間2	重度継続者	市民税所得割23.5万円未満世帯	10,000円
	育成医療		
一 般	重度継続者	市民税所得割23.5万円以上世帯	20,000円
	市民税所得割23.5万円以上世帯		「対象外」:医療保険の自己負担限度額・負担割合

利用者負担の軽減



- 所得の低い人以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。（「重度かつ継続」）
※例えば・・・統合失調症やそううつ病などの人、腎臓機能や小腸機能などしょうがいのある人、医療保険の多数該当者など
- 18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置が実施されます。

- 支給を受けるには市に申請することが必要です。
- 入院時の食事代は自己負担します。ただし、所得の低い人は減額されます。
- 自立支援医療費の支給は、都道府県が指定した指定自立支援医療機関での医療が対象となります。



地域生活支援事業

生活を支援します

市区町村や都道府県は、地域の実情や生活ニーズにあわせて、しょうがい福祉と組み合わせてしょうがい者を支援する「地域生活支援事業」を実施します。

◆長浜市で実施する主な地域生活支援事業

事業	内容
相談支援	しょうがいのある人、その保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や生活支援に関し助言を行います。またサービスの利用調整や権利擁護のために必要な援助を行います。相談にかかる費用は無料です。
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等のしょうがいのため、意思疎通を図ることに支援を要する人に対して、手話通訳、要約筆記等を行う支援員の派遣などを行います。費用はかかりません。
日常生活用具給付	重度のしょうがいのある人に日常生活の便宜を図る用具を給付します。自己負担額は品目の価格の1割としていますが、補装具費と同様の負担上限額を設定しています。生活保護・市民税非課税世帯は無料です。 *介護・訓練支援用具…特殊寝台、入浴担架、特殊尿器、体位変換器など *自立生活支援用具…入浴補助用具、頭部保護帽、杖、自動消火器、電磁調理器など *在宅療養等支援用具…吸入器、電気式痰吸引器、音声式体温計など *情報・意思疎通支援用具…点字器、点字タイプライタ、活字文書読上装置、点字図書など *排泄管理支援用具…ストマ装具、紙おむつなど *住宅改修費…移動を円滑にするため等に必要な小規模住宅改修
移動支援	屋外での移動が困難なしょうがいのある人に対して、外出のための支援として介助者を派遣します。自己負担額はその1割としています。（減額措置有）
地域活動支援センター	通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。利用料はかかりませんが材料費等の実費負担が必要になる場合があります。
日中一時支援	日中に施設等で活動の場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行い、本人や介護者を支援します。（日帰りショートステイ、タイムケア事業） 1割の自己負担額（減額措置有）が必要となります。材料費等は実費負担です。
訪問入浴サービス	介助員・看護師が居宅に訪問して、移動浴槽により入浴サービスを提供します。 1割の自己負担額（減額措置有）が必要となります。
社会参加促進事業	社会参加の促進を図るため、自動車改造費助成、スポーツ教室の開催、点訳・音訳広報の発行、奉仕員養成事業などを行います。

移動支援・日中一時支援のサービスを利用するときには、各自でサービスを提供する事業者へ申し込み、市から通知のあった利用決定の内容を伝え、利用の日時などについて相談してください。どこの事業者が実施しているか確認される時は、市にお問い合わせください。

利用の際は、「サービス利用管理票」を事業者に見せて確認を受けてください。

サービスを利用したときの負担額は、次のとおりです。事業者から請求されますので、直接事業者へお支払いください。また、このほかに食費、交通費など実費負担がかかる場合があります。

(注) 利用者負担額の階層

A階層：生活保護世帯 B階層：前年度分の市民税非課税世帯 C階層：A、B以外の世帯

移動支援事業

サービス提供時間	利用者負担額					
	身体介護を伴う場合			身体介護を伴わない場合		
	A階層	B階層	C階層	A階層	B階層	C階層
30分以下	0円	0円	254円	0円	0円	105円
30分～1時間			402円			197円
1時間～1.5時間			584円			276円
1.5時間～2時間			667円			346円
2時間～2.5時間			750円			416円
2.5時間～3時間			833円			486円
以後30分ごと			83円			70円

(注) 午前6～8時、午後6～10時の時間帯は上記の額に25%が加算されます。
午後10時～午前6時の時間帯は上記の額に50%が加算されます。

日中一時支援事業

サービス利用単位	利用者負担額		
	A階層	B階層	C階層
1単位(3時間以下)	0円	0円	220円
2単位(3時間～6時間以下)			340円
3単位(6時間～9時間以下)			480円
4単位(9時間を超える場合)			620円

対象者には「加算区分」についてもお知らせしています。市から事業者へ支払う費用に加算されるものなので、利用者負担額とは関係ありません。

加算区分(Ⅰ)…未就学児または学齢児(高校生含む)で行動援護対象あるいは重症心身しょうがい児の場合。

加算区分(Ⅱ)…学齢児または18歳以上で行動援護対象あるいは重症心身しょうがい児の場合。

移動支援事業グループ支援

サービス提供時間	利用者負担額(C階層の場合)							
	身体介護を伴う場合				身体介護を伴わない場合			
	1:2	1:3	1:4	1:5	1:2	1:3	1:4	1:5
30分以下	152円	114円	89円	76円	63円	47円	37円	32円
30分～1時間	241円	181円	141円	121円	118円	89円	69円	59円
1～1.5時間	350円	263円	204円	175円	166円	124円	97円	83円
1.5～2時間	400円	300円	233円	200円	208円	156円	121円	104円
2～2.5時間	450円	338円	263円	225円	250円	187円	146円	125円
2.5～3時間	500円	375円	292円	250円	292円	219円	170円	146円
以後30分ごと	50円	37円	29円	25円	42円	32円	25円	21円

(注) ①「1:2」とは、職員1人に利用者2人を意味します。
②上記負担額はA階層、B階層の場合は0円になります。
③午前6～8時、午後6～10時の時間帯は上記の額に25%が加算されます。
午後10時～午前6時の時間帯は上記の額に50%が加算されます。